

令和7年度ふくしま旬の食材等活用推進事業 業務委託仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する、ふくしま旬の食材等活用推進事業を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙はこの仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業の目的

本事業では、幼少期から旬の県産食材と触れ合う機会を創出することにより、地産地消及び食育を一層推進するとともに、県産農林水産物の消費拡大を図ることを目的とする。県内の給食提供施設において、旬の県産食材を活用した給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動を行う機会を設けることで、県産農林水産物の地産地消及び食育の推進を図る。

3 事業概要

(1) 学校等給食の県産食材費支援

学校等給食のメニューに使用した県産食材費の支援に関すること。

ア 支援対象は、県内の小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育園、認定こども園（国立及び県立を除く。）を対象に給食を提供する施設（以下「対象施設」という。）とすること。

イ 対象施設が考案した給食メニューを実際に提供するにあたり、県産食材を購入した際の費用に対して、甲が指定する実績報告及び必要書類を確認し、支援を行うこと。

ウ 支援を行う給食の対象は、令和7年7月1日から令和8年1月31日に提供されるものとする。

(2) 食育推進動画の制作

県産農林水産物等の生産活動に対する理解促進、食育活動の推進、県産食材を活用した給食メニューの考案に向けた動画の制作に関すること。

ア 給食メニューに使用した県産農林水産物や加工品の生産者・加工業者を取材し、生産物の魅力や思い等をまとめた動画を制作すること。

イ 県産食材を活用した給食メニューに関連した食育活動等の動画を制作すること。

ウ 乙は制作した動画をY o u T u b e等にアップロードし、管理・運営を行うこと。また、教材等として使用を希望する学校等に対し、データを配付すること。

4 業務委託の内容

(1) 学校等給食の県産食材費支援

ア 乙は、募集チラシ及び募集要項、応募用紙を甲と協議の上作成し、5月から6月にかけて対象施設（約1,300施設）に対し募集及び事業周知を郵送等で行う。乙は、募集の際に申込数によっては先着順になり得る旨を各対象施設に周知することとし、また、乙は申込状況を取りまとめ甲に共有すること。

イ 乙は、対象施設に在籍する園児・児童・生徒（以下「支援対象児童」とする。）
80,000人以上に支援することとし、支援上限人数を87,000人程度とすること。

なお、支援対象児童数が80,000人を下回る場合は、甲と協議の上、追加募集等を行うこと。

また、支援対象児童数が87,000人を超えることが予想される場合は、甲と協議の上、対応措置を決めること。

ウ 支援対象となる県産食材とは、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 県産食材であり、産地が領収書や納品書、パッケージや食品表示等から確認できるもの。

なお、本事業を活用して提供する給食メニューに「福島ならではの農林水産物・加工品」を1種類以上使用することを必須条件とする。「福島ならではの農林水産物・加工品」は、以下の項目に合致するものとする。

- a 県産水産物及びそれを原材料とする加工品
- b 県産米粉・小麦粉・大豆及びそれらを原材料とする加工品
- c GAP認証農産物
- d 有機農産物・特別栽培農産物
- e GI登録産品
- f 県内各地の伝統野菜
- g ふくしま三大ブランド鶏
- h 福島県や県内市町村においてブランド認証・登録された農林水産物等
- i ふくしま満天堂に登録された6次化商品
- j a~iの他、甲と協議し、認められた県産食材

(イ) 調味料については、(ア)に記載する「福島ならではの農林水産物・加工品」に該当するもの。

(ウ) 加工品については、原材料等のうちいずれかが県内産であり、産地パッケージや食品表示等から確認できるもの。

(エ) 支払い済みであることが領収書等で確認できるもの。

なお、県産米と県産牛乳に関しては、領収書等の記載額に限らず、給食で実際に提供した支援対象児童数に、甲が別途定める単価を乗じた金額を支援すること。

(オ) その他、事務局と協議し、要件を満たすと認められたもの。

エ 対象施設に対する支援上限額は、支援対象児童1人あたり税込み600円とすること。支援上限額の算定においては、対象施設から提出される応募用紙に記載の支援対象児童数又は実際に給食を提供した支援対象児童数のいずれか少ない方を基礎とすること。

オ 乙は、募集結果を甲に共有し、甲と協議の上、支援を行う対象施設を決定するとともに、その施設に支援決定通知を郵送またはメールにより送付すること。

カ 乙は、対象施設が提出する実績報告書及び必要書類を確認し、実績に応じて支援を行うこと。

キ 乙は、支援対象施設決定後、当該施設に対し県産食材の仕入れ先に関するアンケートを実施すること。

ク 乙は、支援した対象施設ごとに「活用された県産食材の種類」、「食育活動内容」等を取りまとめるとともに、県産食材の仕入れ先に関するアンケート結果をまとめ、実績報告書として提出すること。

(2) 食育推進動画の制作

ア 乙は、県産食材を活用した給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動の中から、甲と協議の上、優良事例を数事例選定すること。

イ 動画は、優良事例ごとに、生産者や加工業者が生産する県産食材の魅力、生産にかける思い、苦労、子どもたちへのメッセージなどをまとめた「生産者篇」と、給食提供施設が提供した県産食材活用の給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動、子どもたちの声などをまとめた「学校篇」の計2本を制作すること。制作する動画の長さは、それぞれ3分程度とすること。

ウ 動画の詳細な内容については、乙が企画・立案し、甲と協議の上、決定すること。ただし、「生産者篇」は県産農林水産物や加工品の生産活動に対する子どもたちの理解を促す内容とし、「学校篇」は食育活動や県産食材を活用したメニュー考案の参考になる内容とすること。

エ 乙は、選定した事例の取材・撮影等を実施するため、対象施設や生産者・加工業者等との調整を行うこと。また、動画制作に必要な物品、機材、会場の手配、手続き等を実施すること。

オ 乙は、YouTube等に動画をアップロードして配信し、管理・運営を行うこと。また、YouTubeのチャンネル及び動画の二次元コードを作成すること。

カ 乙は、制作した動画について、教材等として使用を希望する学校等に対し、甲に報告の上、データを配付すること。

キ 乙は、動画の制作後、動画の内容や活用に関するアンケートを実施すること。

ク 乙は、取材や動画の内容、アンケート結果等についてまとめ、実績報告書として提出すること。

5 成果品

(1) 実績報告書

(2) 掲出物及び制作物

なお、各々の様式は、甲乙が協議の上、定めることとする。

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 着手届（別記第1号様式）

(2) 完了届（別記第2号様式）

(3) 総括責任者通知書（別記第5号様式）

- (4) 再委託等に係る承認申請書（該当ある場合のみ提出）
- (5) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として専従させなければならない。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

8 関係機関との協議

乙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上でこれを行うものとする。

9 作業等の打ち合わせ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打ち合わせを行うものとする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。